

最上消費生活センターニュース

5月

令和6年5月1日発行

5月は「消費者月間」です！

今年度のテーマ
『デジタル時代に求められる消費者力とは』

◇ゆめりあ◇

展示期間：5月7日(火)～5月17日(金)

展示場所：1階 花と緑の交流広場

◇最上総合支庁◇

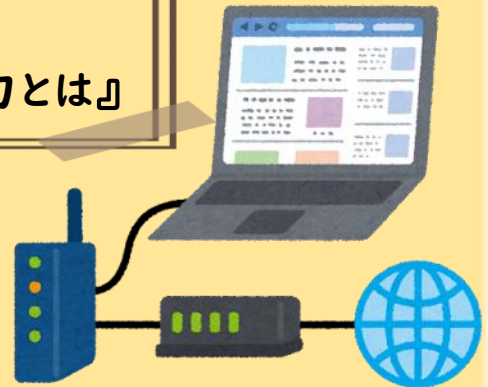
展示期間：5月20日(月)～5月31日(金)

展示場所：1階 ロビー



山形県消費生活センター
キャラクター“ケロちゃん”

パネルの展示や
各種リーフレット等も
ご用意しておりますので
ぜひご覧ください



“消費生活出前講座” 利用してみませんか？

まずはお電話を！
※時間・内容・人数など
ご相談ください

講座は
無料だよ！



《これまでの訪問先》

- 各市町村のサロン会
- 地区民生児童委員
- 地区内の高等学校
- 放課後児童クラブ
- 婦人会
など…

講座内容のリクエスト

最近よく聞く
「特殊詐欺」
って何？

契約のルール
ってどんなこと？

クーリングオフ
って何？

借金のことも
相談できるの？



「契約変更しませんか？」 突然やってくる電気・ガスの勧誘に注意！



アパート全体の
契約が
変更になります！



みんな契約変更が必要なら
しかたないか…

電気料金が
安くなりますよ！

新生活におススメ！



ところが…

契約前よりも
高額な請求！

アパート全体の
契約ではなかった！

お得になるはず
だったのに…



他の住人も契約しているか
確認すればよかった…

⚠️ ここがポイント ⚠️

◆その場ですぐに契約しない！

- ・契約変更をせまられた場合は、管理人や管理会社に確認する
- ・「料金が安くなる」と言われたら、プラン内容の確認と他の事業者との比較検討を

◆安易に「検針票」を見せない！

- ・検針票に書かれている顧客番号や供給地点特定番号を使って、勝手に契約変更される恐れも！

クーリングオフできる
場合もあります。
不安に思ったら
早めに相談してケロ！



【5月・6月の無料法律相談会】

弁護士による専門的なアドバイスを無料で受けることができます。秘密は守られますので、安心してご相談ください。



- 期 日：5月14日(火) 6月 4日(火)
- 時 間：13:30~15:30
- 場 所：最上総合支庁
- 相談時間：お一人様30分となります

※事前に電話でのご予約をお願いいたします

最上消費生活センター(最上総合支庁1階)

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034
9:00~17:00(土日祝日・年末年始除く)

☎0233-29-1370

「188」で最寄りの消費生活センターにつながります